

# 市制施行に関する 住民説明会

1



# 【本日の日程】

- 1 長久手町の現状
- 2 市制施行の理由
- 3 市になると変わることに
- 4 市制移行準備について
- 5 質疑
- 6 アンケート

# 1 長久手町の現状

## (1) 現在の人口

① 総人口(登録人口)  
49,006人

住民基本台帳登録者(日本人)  
+外国人登録者

② 推計人口  
51,849人

平成17年国勢調査人口を基に、  
その後の人口増減数(出生・死  
亡・転入・転出)を加えたもの。  
長久手町の場合、平成17年国  
勢調査人口と当時の総人口と  
の差は2,843人。

(平成22年4月末 愛知県人口動向調査)

## (2) 長久手町の人口特性

### ① 愛知県内での順位

	H19	H20	H21
人口増加率	1位(4.4%)	1位(2.4%)	1位(2.0%)
人口増加数	7位(2,056人)	10位(1,177人)	3位(1,019人)
社会増加率	1位(3.54%)	2位(1.71%)	2位(1.20%)
自然増加率	3位(0.81%)	4位(0.68%)	1位(0.82%)

(愛知県人口動向調査。H19は63市町村、H20は61市町村、H21は60市町村)

### (3) 類似した規模の市との比較

市町名	推計人口 (平成22年3月末)	平成22年度一般会計 歳出予算額総額
長久手町	51,688人	150億円
弥富市	44,469人	149億円
高浜市	45,114人	127億円
岩倉市	48,772人	128億円
清須市	65,691人	193億円
豊明市	68,719人	177億円

⇒5万人規模の市と変わらない人口と財政  
状況

## 【現状の総括】

- 1 人口5万人を超えることが確実な状況
- 2 県内の同規模の市と比べても類似した財政状況
- 3 県下で最も高い人口増加率

⇒現状の市とそんな色のない状況、  
又は上回る状況

## 2 市制施行の理由

### (1) 市になるための要件を概ねクリア

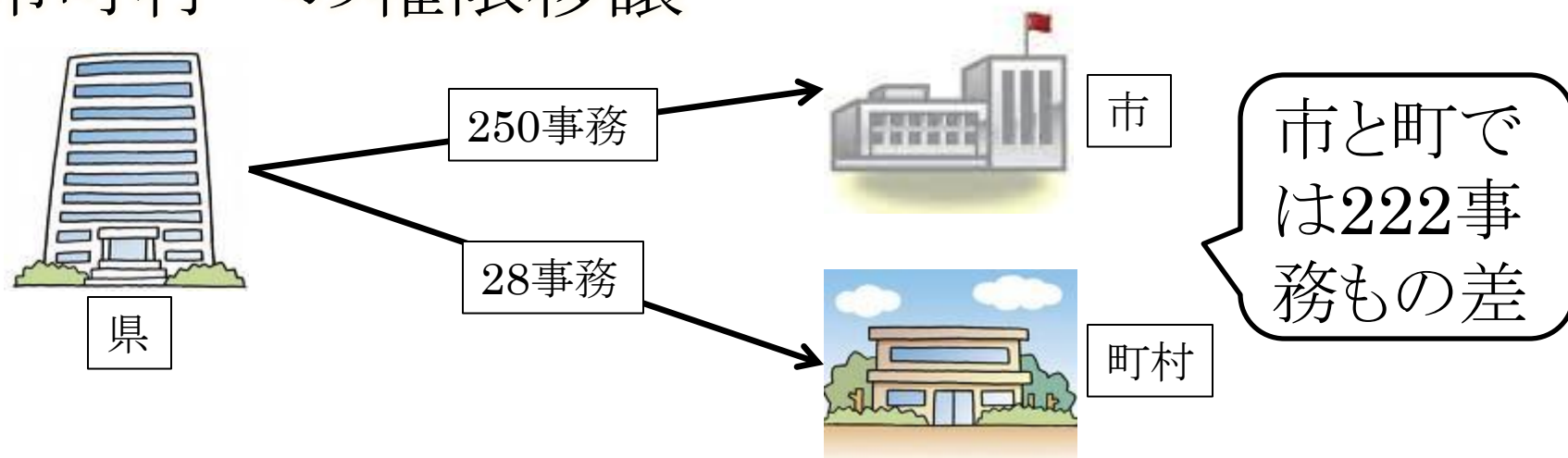
主な要件とは・・・

- ①人口5万人以上⇒ H22国勢調査で確定
- ②市街地の戸数が全戸数の6割以上
- ③上下水道や病院、鉄道駅や文化施設など都市的な施設を備えていること
- ④近隣市と比べて住民1人当たりの納税額が同額以上

## (2) 地方分権がますます進展

「国の役割はコンパクトになる一方で、  
地方の役割がますます重要に！」

### ① 市町村への権限移譲



### ② 市になるとサービスが可能となる事務

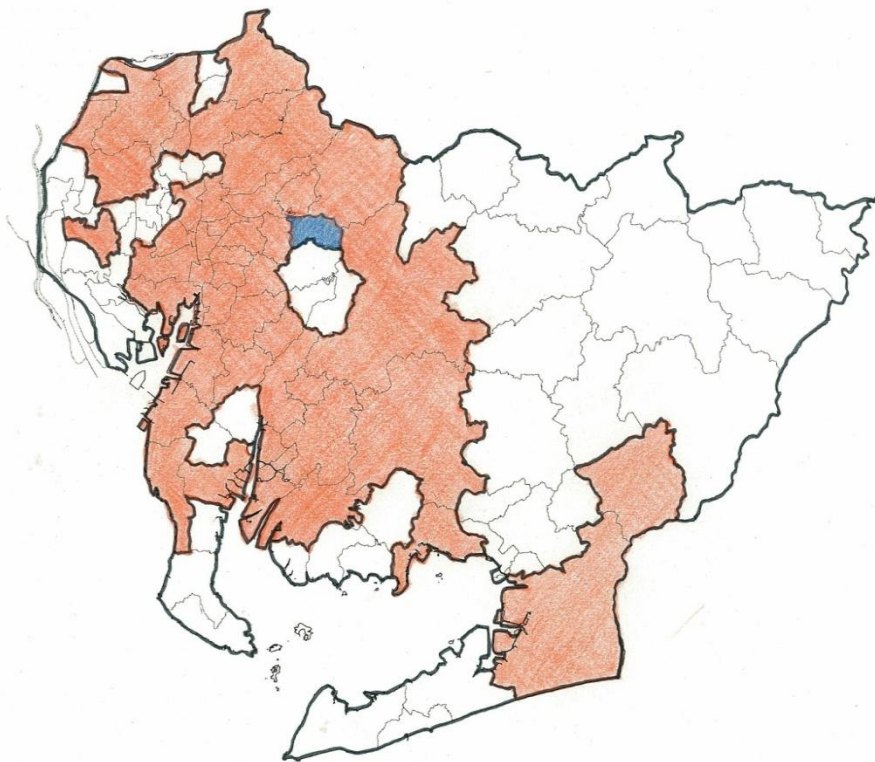
特別養護老人ホーム・保育所の設置許可・  
調査等



# (3) 市町村数の推移

⇒平成元年以降、7割の町村が市に！

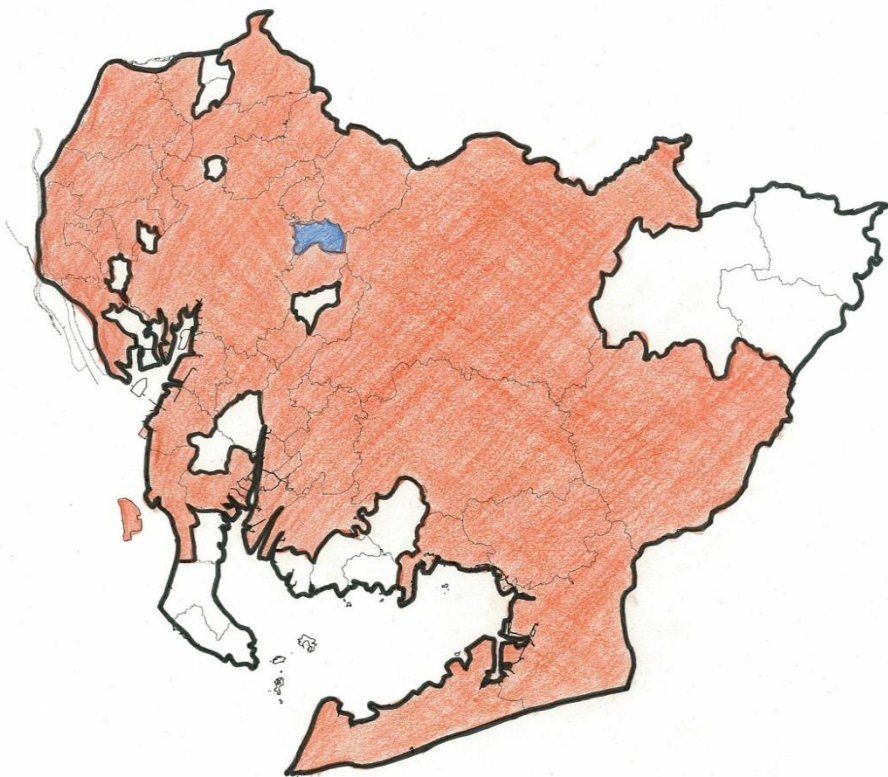
## ★平成元年



	市町村数	市	町村	市の割合
平成元年	88	30	58	34%
現在	57	37	20	65%
概ね2年後	54	38	16	70%
増減数	-34	+8	-42	

# (3) 市町村数の推移

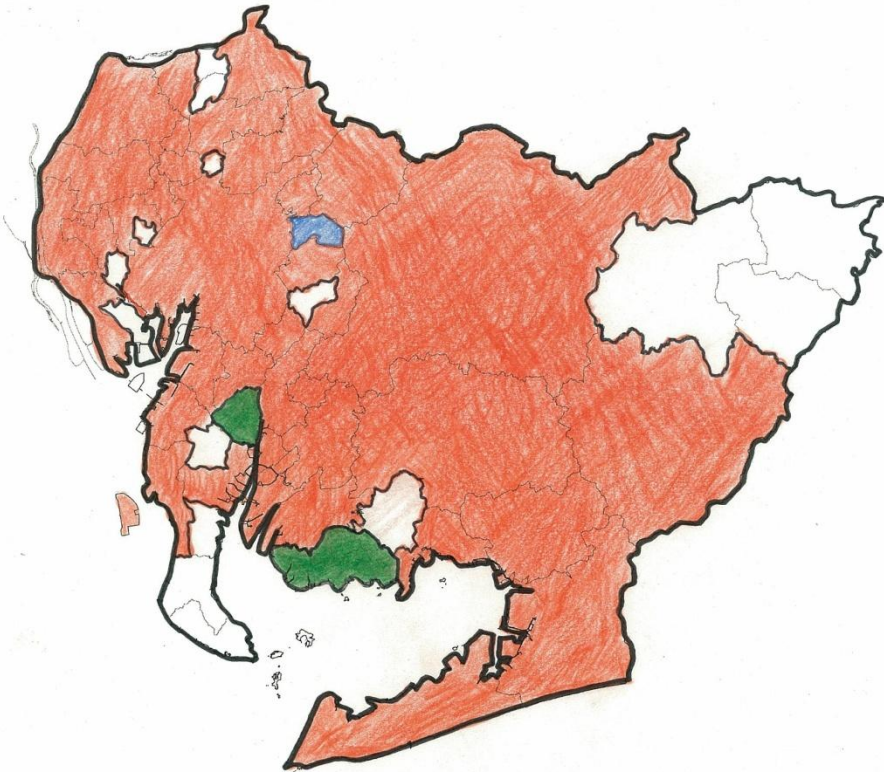
## ★現在



	市町村数	市	町村	市の割合
平成元年	88	30	58	34%
現在	57	37	20	65%
概ね2年後	54	38	16	70%
増減数	-34	+8	-42	

# (3) 市町村数の推移

## ★概ね2年後



	市町村数	市	町村	市の割合
平成元年	88	30	58	34%
現在	57	37	20	65%
概ね2年後	54	38	16	70%
増減数	-34	+8	-42	

## 【参考】全国の人口5万人前後の「町」は・・・

町名	人口	市制表明	備考
長久手町	51,688人	○	H21.11準備室設置
広島県府中町	51,057人	△	広島市との合併を否決
石川県野々市町	51,032人	○	H20.4準備室設置
千葉県大網白里町	50,310人	○	H21.12月議会で表明
埼玉県白岡町	49,896人	○	H21.12月議会で表明
東浦町	49,510人	○	H20.4準備室設置
福岡県那珂川町	48,861人	○	市制横断幕でPR

(H22.3月末各都道府県人口動向調査、各町ホームページ・議会だより等)

⇒人口が5万人に近づけば、いずれの町でも「市制」を見据えている。

# 3 市になると変わること

## (1) 福祉に関すること

県が行っている事務を市が直接行うこととなります。

区 分	項 目
施設の設置など	福祉事務所の設置 家庭児童相談室の設置 社会福祉主事の配置 母子自立支援員の配置
新たに行う事務など	生活保護に関する事務 児童扶養手当に関する事務 障害児福祉手当に関する事務 特別障害者手当に関する事務 経過的福祉手当に関する事務 特別児童扶養手当に関する事務 母子生活支援施設への入所、保護の実施 助産施設への入所、助産の実施

# 新たな福祉サービスの1例として・・・

## ①生活保護に関する事務

★生活保護は、町村の場合県が手当の認定・支給を行っていますが、市になると、こうした事務は直接行えるようになります。

★これにより、申請から認定・支給手続きがスムーズになり、支給対象世帯に対して自立に向けた生活指導・相談など、きめ細やかなケアも直接行えるようになります。

# 新たな福祉サービスの1例として・・・

## ②児童扶養手当に関する事務

- ★母子家庭等に対する児童扶養手当の認定・支給は、生活保護と同様、市になると直接行えるようになります。
- ★1年ごとに更新する受給者証は、現在3ヵ月弱の更新期間を要しますが、1～2ヵ月に短縮されます。
- ★この受給者証の提示によって受けられる様々な優遇措置(※)が速やかに手続きできるようになります。

※県内私立高校の授業料補助制度の利用、通常の銀行より利率の高いゆうちょ銀行ニュー福祉定期貯金の口座開設など

## (2) 税負担に関すること

税金の種類	変更の有無
住民税 (個人・町民法人税)	変わりません
固定資産税 都市計画税	変わりません ただし、市街化区域内の農地にかかる課税方法が変わります。
国民健康保険税	変わりません ただし、市街化区域内の農地にかかる固定資産税の課税方法が変わるため、資産に応じて課税される部分(資産割)に影響があります。
軽自動車税、 町たばこ税、入湯税	変わりません

※自動車税(県税)や所得税(国税)も変わりません。



# 【市街化区域内農地の課税方法】

町制

市街化区域内の農地  
(一般市街化区域農地)

現在の税制では毎年税額が上昇

市制

市街化区域内の農地  
(特定市街化区域農地)

現在の税制では税額の上限が一般市街化区域農地の8割

申出・指定

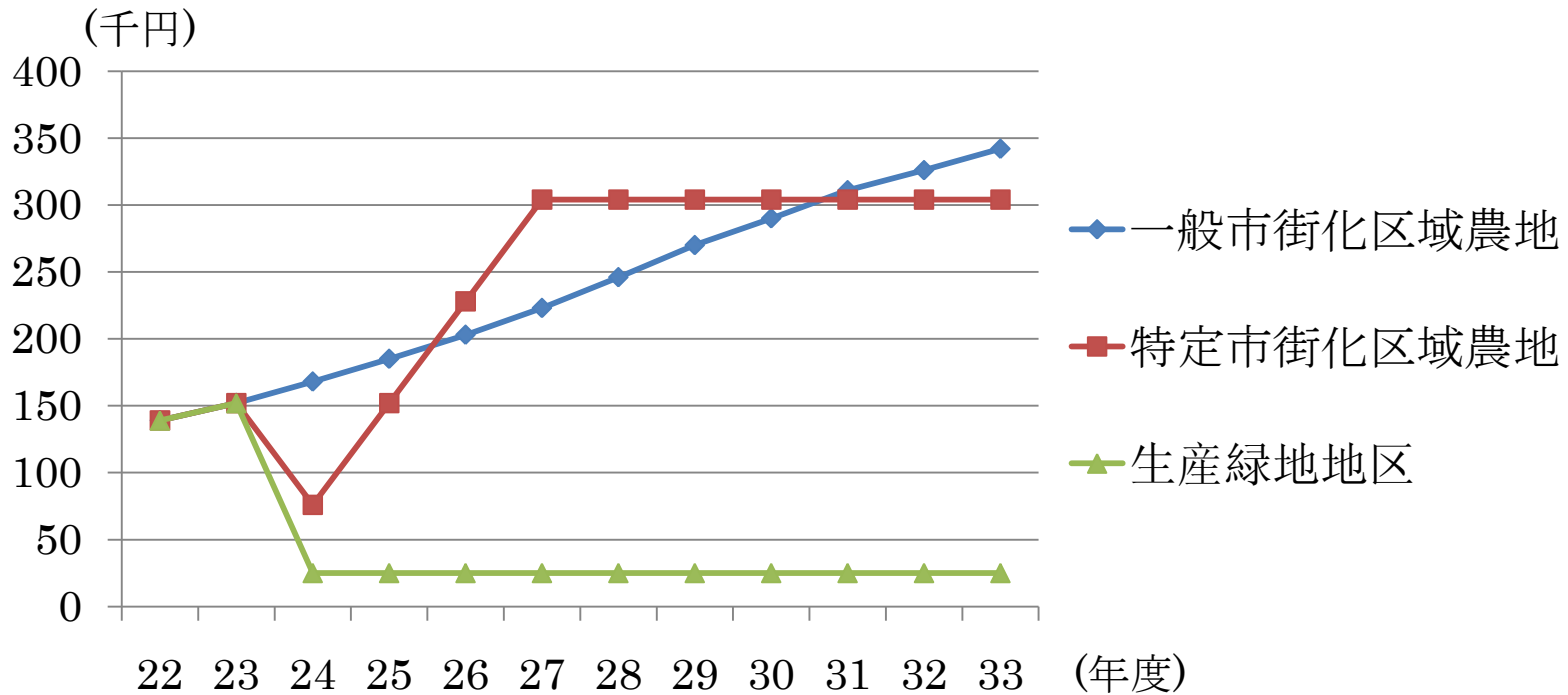


生産緑地地区の指定を受けた農地  
(生産緑地地区)

市街化調整区域と同様安価な税額

※市街化調整区域内の農地に対する課税は変わりません。

# 【固定資産・都市計画税額の比較】



## <試算条件>

- ・固定資産税と都市計画税を合わせた税額
- ・土地区画整理事業が完了した市街化区域内農地
- ・面積1,000m<sup>2</sup>、評価額6,000万円とし、評価に変動がないものとして試算
- ・平成23年中に市制に移行したと仮定して試算



### (3) 生産緑地に関すること

#### 【生産緑地とは・・・】

- ★市街化区域内の農地について、緑地機能を計画的・永続的に保全することにより、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度です。
- ★公共施設等の敷地の用に供する土地として適していて、面積が一団で500㎡以上であるなどの要件を満たし、所有者等からの申出に基づき、自治体が都市計画の手続きを経て指定した土地をいいます。

### (3) 生産緑地に関すること

#### 【生産緑地に指定されると・・・】

★安心して農業を継続することができる一方、次のような行為に対する制限があります。

#### 建てられない

賃貸マンションやアパートなどは建てられません。

#### 貸せない

第三者に農地以外の土地利用を目的に貸すことはできません。

#### 借りられない

担保評価はほとんどなく、借入が困難となります。

#### 売れない

生産緑地は基本的に農地以外の土地利用を目的に売却することができません。

# 【(参考) 相続税の納税猶予】

市制に移行しても、町制の場合の納税猶予期間と変わりません。

区域	農地の種別	納税猶予期間
市街化区域	特定市街化区域農地	20年 ⇒20年営農継続後 支払免除
	生産緑地	
市街化調整区域	市街化調整区域農地	終身営農

## (4) 住所表示

### 【市になったときの住所表示の主な変更点】

- ①「長久手町」から「〇〇〇市」に変更となる
- ②「愛知郡」の表記がなくなる
- ③「大字」「字」の表記をなくすることができる

# 【市になった場合の住所表示の変更例】

★大字・字のない地域(杵ヶ池体育館の場合)

(現在)「愛知県愛知郡長久手町杵ヶ池1001番地」



(例)「愛知県〇〇〇市杵ヶ池1001番地」

町が市に変更する  
以外の変更点はありません。

# 【市になった場合の住所表示の変更例】

★大字・字のある地域(長久手町役場の場合)

(現在)「愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60番地1」



(例①)「愛知県〇〇〇市城の内60番地1」

(例②)「愛知県〇〇〇市岩作町城の内60番地1」



# 【住所表示の変更に伴う各種変更手続き】

## ①個人での手続きが必要なもの(主な例)

運転免許証	免許証の更新時でも可能です。
自動車検査証	車検の時でも可能です。

## ②問合せが必要なもの(主な例)

当座預金、有価証券、生命保険、損害保険など	各金融機関、証券会社、保険会社などにお問い合わせください。
クレジットカード	各取引カード会社にお問い合わせください。
各種営業許可証など	各許可権者にお問い合わせください。

### ③個人での手続きが不要なもの(主な例)

戸籍・住民票	印鑑登録証
住民基本台帳カード	外国人登録証
町発行の各種保険証	年金手帳
旅券(パスポート)	不動産登記簿の所在地欄 (※)
不動産の権利書	電話(NTT)
電気(中部電力)	ガス(東邦ガス)
水道(中部水道企業団)	

※ただし、不動産登記簿のうち、権利者住所欄については変更手続きが必要となります。

# 4 市制移行準備について

## (1) 必要な手続き

①市制要件等に関する調査 ← 現在はこの段階です

↓  
②国勢調査結果の速報値(市制の要件が全て確定)

↓  
③国・県との事前協議(現地調査、要件等の確認)

↓  
④町議会の議決(町を市にする議案及び関連条例)

↓  
⑤国・県への正式申請・協議

↓  
⑥県議会の議決

↓  
⑦官報で告示(いわゆる「国の広報紙」で周知)

↓  
⑧市制施行

## (2) 移行経費

### 【市制施行に伴う行政が必要な臨時的経費】

- ★電算システムの児童扶養手当等新たな事務に伴う電算システムの新規導入や既存システムの改修、物品等(印刷物等)の変更に約2億円が必要です。
- ★ただし、これらの費用は現段階における概算経費であり、個々の取り組みについて詳細に検討する中で変更することがあります。

長久手の将来像

「人が輝き 緑があふれる 交流都市」  
の実現に向けて、平成23年度中を目指し、

「県内38番目の市」  
を目指します!!